

起業を目指す方・起業後間もない方を支援します！

## 由利本荘市 起業・事業承継支援補助金

由利本荘市内における起業または事業の承継にかかる経費の一部を補助します。  
また、起業後3年以内に3人以上の正規雇用を行った事業者を補助します。

※この補助金を申請するには市商工会の指導が必須となります。  
申請を検討する場合は、市商工会(TEL:0184-23-8686)にご相談ください。

### (1) 新規起業支援

#### ○補助対象者(次の要件をすべて満たすこと)

1. 市内に住所を有し、市内においてこれから起業(事業承継)する、  
または起業(事業承継)してから**1年以内**の個人や法人。
2. 市商工会の継続的な経営指導等を受けること。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 過去に国・県・市における起業に関する補助金を受けていないこと。

#### ○補助金の額

補助対象経費の**3分の1以内、上限30万円**

※市役所本庁舎から概ね半径1km以内に位置する空店舗を活用する場合は**上限60万円**

#### ○補助対象経費

1. 施設設備費：建物に係る、内・外装、空調・電気・冷暖房、上下水道、  
外構等に係る工事費、建物の賃貸に係る家賃(敷金・礼金は除く)
2. 機械器具費：作業機械、工作機械、業務用冷蔵庫・厨房機器、  
事務機器等の備品購入費(備品は中古品は対象外で単価10万円以上のもの。)
3. 広告宣伝費：ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM放映、  
パンフレット・チラシ製作等に要する経費

### (2) 新分野参入支援

#### ○補助対象者

新規起業支援の対象者のうち、市内で未開拓の先導的・先進的産業へ参入する事業者

#### ○補助金の額

補助対象経費の**2分の1以内、上限60万円**

#### ○補助対象経費

新規起業支援とおなじ

### (3) 雇用創出支援

○補助対象者（次の要件をすべて満たすこと）

1. 市内に住所を有し、起業（事業承継）してから3年以内の個人や法人。
2. 市商工会の継続的な経営指導等を受けること。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 3人以上の新たな正規雇用を行った事業者。

○補助金の額

定額30万円

問い合わせ先  
由利本荘市商工振興課  
TEL:0184-24-6372  
FAX:0184-24-3044